

第 6 編

資 料 編

第1 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の 期日等の臨時特例に関する法律等

1 法律要綱

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律要綱	
第一 選挙の期日に関する事項	
一 令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了するいふやうな地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年十二月十八日以前に行う場合及び公職選挙法第三十条の二の規定（以下「九十日特例の規定」といふ。）により行う場合を除き、指定都市及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあつては同年四月九日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下において「市区町村」といふ。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同年十二月三日とする（第一一条第一項関係）。	
二 令和五年十二月一日から同年十月十日までの間に任期が満了するいふやうな指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ一に掲げる期日とするいふやうなものをいふ（以下この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、指定都市の選挙管理委員会にあつては同年一月八日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同年十二月一日までの日を告示しなければならない）（第二一条第二項関係）。	
三 統一地方選挙として任期満了による選挙を予定してゐた地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行つてき事由が生じた場合には、公職選挙法の規定により当該選挙を行つても期間が令和五年四月一日以後にかゝり、かつ、当該期間が第二の一から五までに掲げる日の前十五日までに過ぎるやうなときは、当該選挙を同年十二月十八日以前に行うやうを除き、当該選挙の期日は、それぞれ一に掲げる期日とする（第三一条第三項関係）。	
四 統一地方選挙として任期満了による選挙を予定してゐた地方公共団体の議会の議員又は長（九十日特例の規定を適用する旨の告示がなされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行つてき事由が生じた場合（市区町村の設置による選挙のものを除く。）において、公職選挙法の規定により当該選挙を行つても期間が令和五年四月一日以後にかゝり、かつ、当該期間が第二の一から五までに掲げる日の前十五日までに過ぎるやうなときは、当該選挙を同年十二月十八日以前に行うやうを除き、当該選挙の期日は、それぞれ一に掲げる期日とする（第一一条第四項関係）。	
第二 選挙期日の告示に関する事項	
第一により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとする（第二一条関係）。	
1 都道府県知事の選挙にあつては、令和五年三月十三日	
2 指定都市の長の選挙にあつては、令和五年三月十六日	
3 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、令和五年三月三十一日	
4 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては、令和五年四月十六日	
5 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、令和五年四月十八日	
第三 九十日特例の規定の取扱いに関する事項	
九十日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がそれぞれ令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しないやうとする（第三一条関係）。	
第四 同時選挙に関する事項	
第一により行われる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県、市町村及び特別区の選挙としてそれぞれ公職選挙法第百十条第一項の規定による同時選挙とするやうとし、指定都市の選挙と当該指定都市の区域を占居する都道府県の選挙については、同条第二項の規定による同時選挙とする	

ものとする（第四一条第一項及び第二項関係）。	
第五 公職選挙の終止に関する事項	
第一により令和五年四月九日にされる選挙又は公職選挙法の規定により当該選挙に取代つてられる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは再々選挙に代つて公職の業務をこなすときは、当該選挙区（選挙区分ないやうな、選挙の行われる区域）の全部又は一部をその区域に代つて、第一により同年十二月三日にされる選挙、同法の規定により当該選挙に取代つてられる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは再々選挙又は同日にされる公職選挙に代つては公職選挙法の規定により当該選挙に代つて公職の業務をこなすいふやうなものをいふとする（第五一条第二項関係）。	
第六 告示等の終止に関する事項	
一 第一の一又は二により行われる選挙についてその告示等の終止の期日は、それぞれの選挙の期日前で十日に過ぎないやうな当該選挙の期日までの間とするものとする（第六一条関係）。	
二 二については、令和五年三月一日から同年十二月三日までの間に任期が満了するいふやうな地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙又は九十日特例の規定を適用するいふやうな地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙のうち告示のものについては適用しないものとする（第六一条関係）。	
第七 その他	
一 第一から第六までに定めるもののほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるものとする（第七一条関係）。	
二 この法律は、公布の日から起算するものとする（第八一条関係）。	

2 法 律

	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律 (選挙期日)
第一条	令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和二十五法律第百号）第三十四条の二第二項又は第三項（これら規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第三項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十法律第六十七号）第三五十二条の十九第二項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては令和五年四月一日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下この条及び第七条第二項において「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十三日とする。
2	令和五年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が、指定都市の選挙管理委員会にあつては同月十八日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十日までに、その旨を告示しなければならない。
3	統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（第二項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により告示がなされていないもの及び前項前段の指定都市又は市区町村の長であつて当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされていないものをいふ。本項において同じ。）において、任期満了による選挙以外の選挙を行つても事由が生じた場合において、同法第三十三條第二項又は第三十四條第二項の規定により当該選挙を行つても期間が令和五年四月一日以後にかゝる、及び、当該期間が次条第五項に掲げる選挙の区分に属し当該告示に定める日以前日までには満了するときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行ふべきを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三條第二項又は第三十四條第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。
4	統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）において、任期満了による選挙以外の選挙を行つても事由が生じた場合（同法第八十七條の規定により選挙を行つても事由が生じた場合を除く。）において、同法第三十三條第二項又は第三十四條第二項の規定により当該選挙を行つても期間が令和五年四月一日以後にかゝる、及び、当該期間が次条第五項に掲げる選挙の区分に属し当該告示に定める日以前日までには満了するときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行ふべきを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三條第二項又は第三十四條第二項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。
	(告示の期日)
第二条	前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三條第五項又は第三十四條第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に属し、当該告示に定める日に告示しなければならない。
1	都道府県知事選挙 令和五年三月二十三日
2	指定都市の長の選挙 令和五年三月二十六日

3	都道府県及び指定都市（第三條第二項において「都道府県等」といふ。）の議会の議員の選挙 令和五年三月三十一日
四	指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十六日
五	町村の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十八日
	(二)の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)
第三条	公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合に於ては、適用しない。
	(同時選挙)
第四条	第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び当該都道府県の知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第三十九條第一項の規定により同時に行ふ。
2	第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包摂する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第八十五條第二項の規定により同旨とする。この場合において、同法第三十條第三項及び第三十二條の規定は、適用しない。
3	前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電機伝記録式投票機を用いて行ふ投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第十四條第一項の規定により公職選挙法第三十二條の規定を適用しないこととする選挙については、適用しない。
	(候補者の禁止)
第五条	第一条の規定により令和五年四月九日に行われる選挙（以下この項において「統一統一地方選挙」といふ。）又は公職選挙法第三十條第四項の規定により統一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の選挙若しくは同法第三十三條第三項の規定により統一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において同じ。）の全部又は一部をその区域を区域とする選挙区において、第一条の規定により同日に行われる選挙（以下この項において「統一統一地方選挙」といふ。）と同法第三十條第四項の規定により統一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の選挙若しくは同法第三十三條第三項の規定により統一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第三十三條の二第二項（同条第七項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となつた者とならない。
2	前項の規定により公職の候補者となつた者とならない者は、公職選挙法第六十八條第二項（第三項に係る部分に限る。）及び第三項（第三項に係る部分に限る。）、第八十八條第九項（第三項に係る部分に限る。）、第八十八條の二第七項（第三項に係る部分に限る。同法第八十八條の二第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十八條の四第九項の規定の適用については、同法第八十七條第二項の規定により公職の候補者となつた者とならない者となす。
	(前同等の禁止関係)
第六条	第一条第二項又は第二項の規定により行われる選挙において、公職選挙法第九十九條の二及び第九十九條の五の規定を適用する場合に於て、同法第九十九條の二第二項ただし書に規定する期間満了は、同法第九十九條の五第一項ただし書、第二項及び第三項に規定する「在期間」とは、同条第四項（第三項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一條第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日

前九十日内に於たる日より前該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 令和五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 令和五年三月三十一日から同五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十二日に当たる日又は同五月二十二日のいずれか早い日において既に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であつて、かつ、当該任期満了の日前九十日に於たる日から当該任期満了の日の前までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十二日に於たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙として第一巻第三項後段の規定による定めがなされてゐるものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 令和五年三月三十一日から同五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に於たる日又は同年十二月二十二日のいずれか早い日において既に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に於たる日より当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

２ 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙については適用する。この場合において、同条中「同年十二月二十二日」とあるのは、「同年一月八日」と読み替へるものとする。

（政令への委任）

第八条 第二号から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公選選挙法その他の法令の規定に関し技術的調整その他の当該法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和五年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の日がかつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公選選挙法の整備を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 施行令要綱

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行要綱

第一 選挙人名簿の作成に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第二条の現行により行われる選挙における選挙人名簿の作成は、法第二条各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢にについては、当該選挙の期日）現行により当該告示日の前日に行うものとする。一。 （第二条関係）

第二 署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

- 一 法第二条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る条例制定等の請求のための署名収集の禁止期間は、それぞれの選挙の期日前六十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とするものとする。一。 （第二条関係）
- 二 一については、令和五年三月一日から同月二十日までの間には禁が満了するものとなる現行地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙又は公職選挙法第三十四条の二の規定を適用するものとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙のうち特例のものについては適用しないものとする。一。 （第三条関係）

第三 その他

- 一 指定都市及び市町村の選挙管理委員会が、法第二条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないものとする。一。 （第四条関係）
- 二 その他所要の措置の整備を図るものとする。一。
- 三 この政令は、公布の日から起算するものとする。一。

4 施行令

政令第百三十三号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令
内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。
（選挙人名簿の査察に関する規定等の取扱い）

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に於て次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右表の下欄に掲げる字句とする。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号） 第二十二條第三項	政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を処理する選挙管理委員会（衆議院は例外的選出議員又は参議院代選出議員の選挙については、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時参集の日」といふ。）	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第二条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第二条各号に掲げる選挙の区分に於いて当該各号に定める日（以下この項において「告示日」という。）の前日
	選挙時参集の基準日と	告示日（前日）に
公職選挙法（昭和四十六年法律第百八十六号）第四條第二項及び第八十六條の四第七項	第三十三條第五項（第三十四條第二項において準用する場合を含む。）、第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（第一条第三項）に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十七條第二号	その任期が終る日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第二条第一項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令（第四十九條の二第二項ただし書及び第百三十七條の三	法第三十三條第五項（法第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（第一条第三項）に規定する選挙の期日

（署名取集の禁止期間の取扱い）

第二条 法第二条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二條第四項（第一号に係る部分に限る。、同令第九十九條、第百条、第百十條、第百十六條、第百二十一條、第二百十二條の二、第二百十三條の四、第二百十三條の二、第二百十四條の二、第二百十五條の二、第二百十六條の三及び第二百十七條の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百一十一号）第三條第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四條（同令第十九條において準用する場合を含む。）及び第二十八條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特

例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第二条第二項に規定する選挙の期日」とする。

第三条 前条の規定は、次に掲げる法第二条第一項に規定する市区町村（以下この項及び次条において「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙に於ては、適用しない。

- 令和五年三月一日から同月三十日までとの間に任期が満了する（以下この項及び次条において「任期満了による選挙」という。）とする市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
- 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までとの間に任期が満了する（以下この項及び次条において「任期満了による選挙」という。）とする市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日（以下「任期満了の日」という。）又は同年六月一日以後の日であつて、かつ、当該任期満了の日（以下「任期満了の日」という。）の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了による選挙については法第二条第二項後段の規定により告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）
- 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までとの間に任期が満了する（以下この項及び次条において「任期満了による選挙」という。）とする市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日（以下「任期満了の日」という。）又は同年六月一日以後の日であつて、かつ、当該任期満了の日（以下「任期満了の日」という。）の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）
- 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法第二条第三号に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同法第二号中「同月二十一日」とあるのは、「同月二十七日」と読み替へるものとする。
（法第二条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十一條の十九第一項の規定（都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第二条第二項後段の規定による告示をした場合とは、更にその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。）

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関し、選挙人名簿の査察日に関する規定の適用の特例その他の公職選挙法等の時間等を定める必要があるからである。

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 都 道 府 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長

総 務 大 臣

地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙期日等の臨時特例に関する法律等の
施行について（通知）

第 210 回国会において成立をみた地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）が令和 4 年法律第 84 号をもって、また、特例法第 8 条の規定に基づく地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（以下「特例政令」という。）が令和 4 年政令第 352 号をもって、それぞれ本日公布され、いずれも公布の日から施行されました。

特例法は、原則として令和 5 年 3 月から 5 月までの間に任期満了が予定されている地方公共団体の議会の議員又は長の選挙等について、選挙の期日を令和 5 年 4 月 9 日及び同月 23 日に統一するとともに、これらの選挙に適用されるべき特例を定めたものであり、特例政令は、これらの選挙の選挙人名簿の登録日その他の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）等の特例等を定めたものです。

貴職におかれましては、今回の施行に係る特例法及び特例政令の内容を十分御理解されとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 選挙期日の統一に関する事項

- 1 期日が統一される選挙の範囲及び選挙期日

- (1) 令和 5 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び市長の選挙にあつては令和 5 年 4 月 9 日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び市長の選挙にあつては同月 23 日に統一することとされたこと。ただし、同年 3 月 30 日以前に任期が満了するもので、当該任期満了による選挙を同年 2 月 28 日以前に行う場合及び当該任期満了による選挙を公職選挙法第 34 条の 2 第 1 項又は第 3 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第 1 条第 1 項関係）

- (2) 令和 5 年 6 月 1 日から同月 10 日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、(1)に規定する期日とすることができるとされたこと。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、指定都市の選挙管理委員会にあつては同年 1 月 8 日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月 22 日までに、その旨を告示しなければならないこととされたこと。（特例法第 1 条第 2 項関係）

- (3) 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（(1)の地方公共団体の議会の議員又は長（すなわち、令和 5 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間にその任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長）であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第 34 条の 2 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び(2)の指定都市又は市区町村の長（すなわち、令和 5 年 6 月 1 日から同月 10 日までの間にその任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長）であつて当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第 1 条第 2 項後段の規定による告示がなされているものをいう。(4)において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和 5 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第 2 条各号に掲げる告示日前 5 日までに始まるときは、当該選挙の期日は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の議会の議員及び市長の選挙にあつては同年 4 月 9 日、市区町村の議会の議員及び市長の選挙にあつては同月 23 日とすることとされたこと。ただし、当該選挙を同年 2 月 28 日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第 1 条第 3 項関係）

ア 本項において「任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、主に地方自治法第 78 条若しくは第 178 条第 1 項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和 40 年法律第 118 号）第 2 条の規定に

より議会が解散された場合、公職選挙法第114条若しくは第116条の規定に該当するに至った場合又は同法第109条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合をいう。

イ 「公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和5年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前5日までに始まる」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあつては、令和5年2月20日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月10日まで、町村にあつては同年12日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第116条の規定による一般選挙又は同法第109条若しくは第114条の規定による長の選挙にあつては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年2月10日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月10日まで、町村にあつては同年12日までの間に同法第34条第4項に掲げる通知を受けたときをいう。

(4) 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会又は長以外の地方公共団体の議会議員又は長（当該地方公共団体の議会議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（市町村の設置による選挙の場合を除く。）において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和5年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前10日までに始まる」とは、当該選挙の期日は、都道府県等の議会議員及び長の選挙にあつては同年4月9日、市区町村の議会議員及び長の選挙にあつては同年2月23日とすることとされたこと。ただし、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第1条第4項関係）

ア 本項の規定は、その議会の議員又は長の任期が令和5年2月28日以前又は同年6月1日以後に満了することとなる地方公共団体（令和5年6月1日から同年10月10日までの間にその長の任期が満了する指定都市又は市区町村にある場合は、その長の任期満了による選挙について、特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされていない場合に限る。）のうち、その議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）による告示がなされていない地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合に関するものである。当該地方公共団体の議会議員又は長の任期満了による選挙について、同法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）による告示がなされている地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合には適用されない。

イ 本項において「選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、地方自治法第78

条若しくは第178条第1項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定により議会が解散された場合、公職選挙法第114条若しくは第116条の規定に該当するに至った場合又は同法第109条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合のほか、同法第110条又は第113条の規定により議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙を行うべき事由が生じた場合を含むものである。

なお、市町村の設置があつたことにより行われる設置選挙について本項の適用が除外されており、当該設置選挙は、同法第33条第3項の規定に基づき市町村の設置の日から50日以内に行うこととなるので留意されたい。

ウ 「公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和5年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前10日までに始まる」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあつては、令和5年2月20日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月5日まで、町村にあつては同年7日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第116条の規定による一般選挙、同法第109条若しくは第114条の規定による長の選挙又は同法第110条若しくは第113条の規定による議会の議員の選挙にあつては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年2月10日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月5日まで、町村にあつては同年7日までの間に同法第34条第4項に掲げる通知を受けたときをいう。

2 選挙期日を告示すべき日

特例法第1条の規定によって行われる選挙の期日は次の区分により告示しなければならぬこととされたこと。（特例法第2条関係）

- ・ 都道府県知事選挙 令和5年3月23日
- ・ 指定都市の長の選挙 令和5年3月26日
- ・ 都道府県等の議会の議員の選挙 令和5年3月31日
- ・ 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和5年4月16日
- ・ 町村の議会の議員及び長の選挙 令和5年4月18日

なお、本条の規定は、選挙の期日を告示すべき日を統一したものであるから、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（特例法第4条第2項の規定により同時に行われる都道府県及び指定都市の選挙にあつては、都道府県の選挙管理委員会）においては、必ず本条に規定する日に当該選挙の期日を告示しなければならぬので留意されたい。

第2 同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い

公職選挙法第34条の2の規定は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和5年3月1日から同年5月31日までの間に満了する

場合には、適用しないこととされたこと。(特例法第3条関係)

これは地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和5年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、公職選挙法第34条の2の規定を適用しなくとも、特例法第1条第1項の規定により、都道府県等にあっては同年4月9日に、市区町村にあっては同年23日に当該地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙を同時に行うことが可能であるためである。

第3 同時選挙に関する事項

1 同時選挙

(1) 特例法第1条の規定によって行われる都道府県の議会の議員の選挙と当該都道府県知事、市町村及び特別区の議会の議員の選挙と当該市町村及び特別区の長の選挙とはそれぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行うこととされ、指定都市の議会の議員又は長の選挙と当該指定都市を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙とは、同条第2項の規定により同時に行うこととされたこと。(特例法第4条第1項及び第2項関係)

(2) 本条の規定により、これらの選挙は法律上当然に同時選挙として行われることとなるのであり、同時選挙として行うかどうかについての選挙管理委員会の決定を必要としないものである。なお、これに伴い、公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は適用がないこととされた。

(3) 特例法第1条の規定によって行われる選挙以外にも同条の規定によらず任意に令和5年4月9日又は同年23日に行うこととなる選挙もありうるが、これらの選挙と他の選挙とを同時選挙として行うためには、公職選挙法第119条第1項又は第2項の規定により同時に行う旨の決定を要するので、留意されたい。

2 電磁記録投票法第14条第1項との適用関係

1の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号。以下「電磁記録投票法」という。)第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の同時選挙の規定を適用しないこととされる選挙については適用しないこととされたこと。(特例法第4条第3項関係)

すなわち、電磁記録投票法第14条第1項においては、電磁的記録式投票を行う選挙と投票用紙を用いる選挙、又はともに電磁的記録式投票を行う選挙のうち都道府県の選挙と市区町村の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙と長の選挙については、同時選挙として行うことができないこととされているところであり、これらの選挙については特例法第4条第1項及び第2項の規定を適用しないものである。

3 特例法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い

特例法第1条第2項後段の規定による告示をした指定都市及び市区町村の選挙管理委員会、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出ることとされたこと。(特例政令第4条)

これは、特例法第1条第2項の規定により令和5年4月9日又は同年23日に行うこととなる選挙についても、同法第4条の規定の適用があり、同時選挙として行われることとなるものであるが、都道府県の選挙管理委員会において、指定都市及び市区町村の選挙が統一地方選挙として行われるか否かについて、把握しておく必要があるためである。

第4 立候補の禁止に関する事項

1 令和5年4月9日又は同年23日に行われる選挙について、公職選挙法第87条の重複立候補の禁止の規定が適用されるのは当然であるが、そのほか特例法第1条の規定により同年9日に行われる選挙(以下「統一地方選挙」という。)又は公職選挙法第110条第4項の規定により第一統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第113条第3項の規定により第一統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第113条第3項の規定により第二統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第33条の2第2項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることも禁止されることとされたこと。(特例法第5条第1項関係)

また、特例法第5条第1項の規定により公職の候補者となることができない者は、投票の無効原因に関する公職選挙法第68条第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第3項(第2号に係る部分に限る。)並びに立候補の届出の却下等に関する同法第86条第9項(第3号に係る部分に限る。)、第86条の2第7項(第2号に係る部分に限り、同法第86条の3第2項において準用する場合を含む。)及び第86条の4第9項の規定の適用については、同法第87条第1項の規定により公職の候補者となることができない者とみなすこととされたこと。(特例法第5条第2項関係)

2 一たび都道府県の選挙に立候補した者が候補者たることを辞退した場合でも、本条の規定は適用される。

3 本条において「当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われ

る区域)の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区」とは、例えば、都道府県の議会の議員について一般選挙が行われる場合には、当該都道府県の全区域をいうものではなく、個々の選挙区をいうものである。したがって、A市の区域を選挙区とする都道府県の議会の議員の選挙の候補者となった者が、B市の選挙に立候補することは差し支えない。

4 第一統一地方選挙において公職の候補者となった者が第二統一地方選挙における公職の候補者となることのみならず、これらの選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは補欠選挙又は公職選挙法第33条の2第2項の規定により4月の第4日曜日(令和5年4月23日)に期日を統一して行われることとなる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙についても立候補の禁止の対象とされているので留意されたい。

第5 寄附等の禁止期間に関する事項

1 寄附等の禁止期間の特例

特例法第1条第1項又は第2項の規定により令和5年4月9日又は同月23日に行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項ただし書の「期間」並びに同法第199条の5第1項ただし書、第2項及び第3項の「一定期間」とは、同条第4項(第3号に係る部分に限る。2において同じ。)の規定にかかわらず、選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とすることとされたこと。(特例法第6条関係)

本条にいう「選挙の期日前90日に当たる日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあっては令和5年1月9日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあっては同月23日をいうものである。

2 特例の適用除外

(1) 1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされたこと。(特例法第7条関係)

ア 令和5年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

イ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において、当該市

区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

ウ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。)

エ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙(都道府県等であって、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月8日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるもの(指定都市であって、当該指定都市の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月8日のいずれか早い日において、当該指定都市の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

(2) 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第1条の規定により、その任期満了による選挙が令和5年4月9日又は同月23日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る寄附等の禁止期間については、同法第6条により変更して適用することはない旨を定めたものである。

(3) (1)アの市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、令和5年2月28日以前に執行することもありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が同法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項ただし書の「期間」並びに同法第199条の5第1項ただし書、第2項及び第3項の「一定期間」については、同条第4項に規定する期間となるものである。

(4) (1)イからエまでの地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行うことがありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項ただし書の

「期間」並びに同法第 199 条の 5 第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の「一定期間」については、同条第 4 項に規定する期間となるものである。

第 6 選挙人名簿に関する事項

1 登録の基準日及び登録日

- (1) 特例法第 1 条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の選挙時登録については、以下のとおり、同法第 2 条各号に定める告示日の前日を基準日として告示日の前日にそれぞれ登録することとされたこと。(特例政令第 1 条関係)
 - ・都道府県知事の選挙 令和 5 年 3 月 22 日
 - ・指定都市の長の選挙 令和 5 年 3 月 25 日
 - ・都道府県等の議会の議員の選挙 令和 5 年 3 月 30 日
 - ・指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和 5 年 4 月 15 日
 - ・町村の議会の議員及び長の選挙 令和 5 年 4 月 17 日
- (2) 特例法第 1 条の規定により行われる選挙の場合における選挙人名簿の登録は、(1)によらなければならないものであって、これと異なる基準日を選挙管理委員会において別に定めることはできないものである。

2 登録の移替え

- (1) 特例法第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により行われる選挙について、市町村及び特別区の区域内の他の投票区の区域内に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えをしないことができる期間は、選挙の期日前 60 日から、当該選挙の期日までの間とすることとされたこと。(特例政令第 1 条関係)
- (2) 本条にいう「選挙の期日前 60 日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあっては令和 5 年 2 月 8 日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあっては同月 22 日をいうものである。
- (3) 令和 5 年 3 月 1 日から同月 30 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長については、当該任期満了による選挙を同年 2 月 28 日までにを行うために選挙期日を告示することができ、日を経過するまでの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定がそのまま適用されるものである。

第 7 直接請求の署名収集の禁止期間に関する事項

1 直接請求の署名収集の禁止期間の特例

特例法第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により選挙が行われることとなる場合において、当該選挙が行われる区域内において直接請求のための署名の収集が禁止される期間は、当該選挙の期日前 60 日に当たる日から当該選挙の期日までの間とされたこと。(特例政令第 2 条関係)

本条の規定により署名の収集が禁止される期間は、例えば、市区町村の区域に

おいて、令和 5 年 4 月 9 日に当該都道府県の選挙が行われ、かつ、同月 23 日に当該市区町村の選挙が行われる場合には、当該区域内においては、同年 2 月 8 日から同年 4 月 23 日までの間となるものである。

2 特例の適用除外

- (1) 1 の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされたこと。(特例政令第 3 条関係)
 - ア 令和 5 年 3 月 1 日から同月 30 日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
 - イ 令和 5 年 3 月 31 日から同年 5 月 31 日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前 61 日に当たる日又は同年 2 月 21 日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年 6 月 1 日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前 90 日に当たる日から当該任期満了の日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙があるもの（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第 1 条第 2 項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）
 - ウ 令和 5 年 3 月 31 日から同年 5 月 31 日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前 61 日に当たる日又は同年 2 月 21 日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年 6 月 1 日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前 90 日に当たる日から当該任期満了の日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）
 - エ 令和 5 年 3 月 31 日から同年 5 月 31 日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙（都道府県等であって、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前 61 日に当たる日又は同年 2 月 7 日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年 6 月 1 日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前 90 日に当たる日から当該任期満了の日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙があるもの（指定都市であって、当該指定都市の長の任期満了による選挙について特例法第 1 条第 2 項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）
- (2) 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第 1 条の規定により、その任期満了による選挙が令和 5 年 4 月 9 日又は同月 23 日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間については、特例政令

第2条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

(3) (1)アの市区町村の議員又は長の任期満了による選挙については、令和5年2月28日以前に執行することもありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項第1号に定める期間となるものである。

(4) (1)イからエまでの地方公共団体の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行うことがありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令第92条第4項第1号に定める期間となるものである。

第8 その他

特例法及び特例政令は、公布の日から施行することとされたこと。（特例法附則及び特例政令附則関係）

以上

第2 昭和22年～平成31年執行大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙結果一覧

1 大阪府知事選挙関係一覧

	告示日	投票日	立候補者数	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	当選人氏名	任期
昭和22年	3. 15	4. 5	4	1,767,232	1,059,019	59.93	赤間 文三	22. 4. 5 ～26. 4. 4
昭和26年	4. 3	4.30	3	2,142,786	1,574,944	73.5	赤間 文三	26. 4.30 ～30. 3.28
昭和30年	3. 29	4.23	2	2,562,446	1,749,739	68.28	赤間 文三	30. 4.23 ～34. 4.22
昭和34年	3. 29	4.23	2	2,927,744	2,071,772	70.76	左藤 義詮	34. 4.23 ～38. 4.22
昭和38年	3. 23	4.17	4	3,572,947	2,500,539	69.99	左藤 義詮	38. 4.23 ～42. 4.22
昭和42年	3. 21	4.15	4	4,380,131	2,418,558	55.22	左藤 義詮	42. 4.23 ～46. 4.22
昭和46年	3. 17	4.11	3	5,084,656	3,206,305	63.06	黒田 了一	46. 4.23 ～50. 4.22
昭和50年	3. 19	4.13	9	5,454,529	3,614,478	66.27	黒田 了一	50. 4.23 ～54. 4.22
昭和54年	3. 14	4. 8	3	5,580,725	3,533,240	63.31	岸 昌	54. 4.23 ～58. 4.22
昭和58年	3. 16	4.10	3	5,767,529	3,503,445	60.74	岸 昌	58. 4.23 ～62. 4.22
昭和62年	3. 23	4.12	2	6,013,547	3,406,872	56.65	岸 昌	62. 4.23 ～H3. 4.22
平成3年	3. 18	4. 7	2	6,314,076	3,137,069	49.68	中川 和雄	3. 4.23 ～7. 4.22
平成7年	3. 23	4. 9	5	6,588,601	3,443,604	52.27	山田 勇	7. 4.23 ～11. 4.22
平成11年	3. 25	4.11	9	6,796,415	3,618,557	53.24	山田 勇	11. 4.23 ～11.12.27
平成12年	1. 20	2. 6	4	6,849,341	3,053,306	44.58	齊藤 房江	12. 2. 6 ～16. 2. 5
平成16年	1. 15	2. 1	5	6,926,408	2,804,820	40.49	齊藤 房江	16. 2. 6 ～20. 2. 5
平成20年	1. 10	1.27	5	6,994,848	3,423,751	48.95	橋下 徹	20. 2. 6 ～23.10.31
平成23年	11.10	11.27	7	7,032,033	3,718,858	52.88	松井 一郎	23.11.27 ～27.11.26
平成27年	11.5	11.22	3	7,050,381	3,205,866	45.47	松井 一郎	27.11.27 ～31. 3.23
平成31年	3. 21	4. 7	2	7,213,730	3,569,907	49.49	吉村 洋文	31. 4. 7 ～R5. 4. 6
令和5年	3. 23	4. 9	6	7,188,665	3,377,252	46.98	吉村 洋文	5. 4. 9 ～9. 4. 8

(注) 任期欄中、S26.4.5～26.4.29、30.3.29～30.4.22、H11.12.28～12.2.5、23.11.1～23.11.26及び31.3.24～31.4.6、R5.4.7～R5.4.8の間は、職務代理者を置いた。

2 大阪府議会議員選挙関係一覧

	告示日	投票日	議員定数	立候補者数	当日有権者数	投票者数	投票率 (%)	任期
昭和22年	4月10日	4月30日	74	242	1,749,768	1,277,062	72.98	22年4月30日～ 26年4月29日
昭和26年	4月3日	4月30日	86	235	2,142,786	1,574,944	73.50	26年4月30日～ 30年4月29日
昭和30年	4月3日	4月23日	86	236	2,562,446	1,716,152	66.97	30年4月30日～ 34年4月29日
昭和34年	4月8日	4月23日	86	208	2,786,965	1,980,630	71.07	34年4月30日～ 38年4月29日
昭和38年	4月2日	4月17日	101	209	3,531,933	2,480,547	70.23	38年4月30日～ 42年4月29日
昭和42年	3月31日	4月15日	110	213	4,037,205	2,275,917	56.37	42年4月30日～ 46年4月29日
昭和46年	3月30日	4月11日	110	213	4,916,429	3,108,622	63.23	46年4月30日～ 50年4月29日
昭和50年	4月1日	4月13日	112	233	5,454,529	3,614,565	66.27	50年4月30日～ 54年4月29日
昭和54年	3月27日	4月8日	113	192	5,328,638	3,373,732	63.31	54年4月30日～ 58年4月29日
昭和58年	3月29日	4月10日	113	203	5,767,529	3,503,388	60.74	58年4月30日～ 62年4月29日
昭和62年	4月3日	4月12日	113	184	5,483,360	3,161,727	57.66	62年4月30日～ H3年4月29日
平成3年	3月29日	4月7日	113	185	6,011,296	3,015,706	50.17	3年4月30日～ 7年4月29日
平成7年	3月31日	4月9日	113	186	6,094,581	3,207,110	52.62	7年4月30日～ 11年4月29日
平成11年	4月2日	4月11日	112	196	6,403,097	3,462,340	54.07	11年4月30日～ 15年4月29日
平成15年	4月4日	4月13日	112	183	6,434,293	2,798,620	43.50	15年4月30日～ 19年4月29日
平成19年	3月30日	4月8日	112	187	5,974,828	2,682,877	44.90	19年4月30日～ 23年4月29日
平成23年	4月1日	4月10日	109	206	6,881,109	3,196,929	46.46	23年4月30日～ 27年4月29日
平成27年	4月3日	4月12日	88	182	7,023,346	3,173,009	45.18	27年4月30日～ 31年4月29日
平成31年	3月29日	4月7日	88	146	6,206,952	3,091,747	49.81	31年4月30日～ R5年4月29日
令和5年	3月31日	4月9日	79	128	5,920,111	2,826,427	47.74	5年4月30日～ 9年4月29日

3 大阪府議会議員選挙補欠・再選挙一覧

選挙区	選挙執行年月日	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	立候補者数	選挙すべき人員	当選人
大阪市天王寺区浪速区再選挙	昭和22年6月10日	21,572	8,728	40.46	5	1	五十嵐 英一郎
大阪市阿倍野区選挙区補欠	昭和23年7月28日	65,345	17,328	26.52	8	1	山 縣 美 明
北河内郡選挙区補欠	昭和24年2月23日	－	－	70.90	2	1	川 口 房太郎
同上	昭和24年4月23日	－	－	68.80	2	1	安 田 利 一
岸和田市選挙区補欠	昭和25年1月25日	52,983	39,477	74.51	3	1	鳥 本 正 清
大阪市東住吉区選挙区補欠	昭和25年4月20日	84,406	41,325	48.96	9	1	館 種 子
中河内郡選挙区再選挙	同上	103,107	63,997	62.07	2	1	西 川 浅太郎
大阪市東・南区選挙区補欠	昭和25年6月20日	45,500	21,952	48.25	6	1	八 木 清八郎
大阪市都島区選挙区再選挙	昭和25年7月25日	20,995	14,629	69.68	5	1	吉 田 虎 雄
大阪市大正区選挙区補欠	昭和29年5月7日	42,478	19,711	46.40	6	1	鈴 木 清
大阪市西区選挙区補欠	昭和31年3月27日	36,936	14,531	39.34	2	1	横 倉 喜一郎
松原市選挙区補欠	昭和37年7月1日	30,529	22,381	73.31	3	1	浦 野 住 江
貝塚市選挙区補欠	昭和38年9月27日	38,724	28,947	74.75	2	1	東 麻 一
大東市選挙区補欠	昭和38年12月12日	26,658	12,280	46.06	2	1	村 田 弥四郎
泉北郡選挙区補欠	昭和41年5月15日	35,970	16,841	46.82	4	1	北 口 洋 人
貝塚市選挙区補欠	昭和43年7月7日	42,211	33,579	79.55	3	1	池 尻 久 和
泉佐野市選挙区補欠	同上	45,889	36,891	80.39	6	1	植 野 一
大阪市浪速区選挙区補欠	昭和43年11月10日	50,967	17,521	34.38	4	1	寺 下 恵 造
大阪市北区選挙区補欠	昭和44年12月27日	47,400	24,082	50.81	2	1	京 極 俊 明
大阪市天王寺区選挙区補欠	昭和45年5月31日	54,670	16,409	30.01	4	1	小 島 純 広
河内長野市選挙区再選挙	昭和46年5月23日	34,972	25,651	73.35	5	1	一
同上	昭和46年6月27日	35,139	25,311	72.03	3	1	曾 和 平 式
高石市選挙区補欠	昭和47年12月10日	42,714	30,729	71.94	2	1	嶋 田 喜一郎
堺市選挙区補欠	昭和48年6月3日	438,834	203,553	46.38	5	2	藤 田 ス ミ 宮 田 芳 英
富田林市選挙区補欠	昭和49年2月24日	56,552	28,139	49.76	2	1	三 木 義 成
大阪市福島区選挙区補欠	昭和50年9月28日	46,151	21,992	47.65	3	1	酒 井 豊

選挙区	選挙執行年月日	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	立候補者数	選挙すべき人員	当選人
摂津市選挙区補欠	昭和51年10月24日	50,315	22,949	45.61	3	1	橋本和夫
守口市選挙区補欠	昭和51年12月5日	115,603	79,624	68.88	5	2	田島尚治 土佐正夫
大阪市都島区選挙区補欠	昭和56年7月12日	60,580	20,671	34.12	2	1	北浜正輝
東大阪市選挙区補欠	昭和57年6月20日	341,149	113,021	33.13	4	2	清水行雄 小林徳子
貝塚市選挙区補欠	昭和59年2月19日	53,959	14,522	26.91	2	1	岸田進治
大阪市西区選挙区補欠	昭和60年12月22日	42,913	10,136	23.62	2	1	横倉廉幸
大阪市浪速区選挙区補欠	昭和61年2月9日	37,825	17,990	47.56	3	1	川合通夫
大阪市北区選挙区補欠	昭和61年7月6日	33,276	20,492	61.58	2	1	竹岡和彦
大阪市鶴見区選挙区補欠	昭和62年12月27日	65,616	26,224	39.97	3	1	長田義明
摂津市選挙区補欠	昭和63年7月3日	57,989	27,976	48.24	4	1	森山一正
大阪市旭区選挙区補欠	平成2年2月18日	81,379	54,472	66.94	3	1	富田健治
富田林市選挙区補欠	平成5年5月23日	83,558	36,065	43.16	4	1	梅川喜久雄
枚方市選挙区補欠	平成8年10月20日	302,745	171,906	56.78	3	2	漆原周義 出成元
大阪市大正区選挙区補欠	平成9年6月8日	61,588	25,764	41.83	3	1	小谷三鈴
堺市選挙区補欠	平成12年2月6日	625,286	279,415	44.69	3	1	中野清
泉佐野市選挙区補欠	同上	75,971	45,997	60.55	4	1	山下清次
大阪市都島区選挙区補欠	平成13年1月21日	76,478	21,176	27.69	3	1	花谷充愉
藤井寺市選挙区補欠	平成13年6月10日	52,207	23,474	44.96	5	1	狭霧勁
泉南郡選挙区補欠	平成13年6月10日	54,775	20,073	36.65	3	1	松浪耕造
泉大津市及び泉北郡選挙区補欠	平成16年10月24日	72,618	25,227	34.74	2	1	大橋一功
摂津市選挙区補欠	平成16年10月24日	67,071	18,727	27.92	3	1	阿部賞久
東大阪市選挙区補欠	平成18年8月6日	397,762	82,838	20.83	5	2	西野弘一 朽原亮
枚方市選挙区補欠	平成20年1月27日	323,894	156,665	48.37	5	1	出来成元
柏原市選挙区補欠	平成25年2月10日	58,094	26,363	45.38	2	1	中谷恭典
門真市選挙区補欠	平成28年7月24日	103,592	40,816	39.40	3	1	泰江征樹
堺市堺区選挙区補欠	平成29年9月24日	121,099	53,380	44.08	3	1	中川覚仁
東大阪市選挙区補欠	平成29年11月19日	401,162	85,177	21.23	3	2	西野弘一 広野瑞穂

選挙区	選挙執行年月日	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	立候補者数	選挙すべき人員	当選人
豊中市選挙区補欠	平成30年4月22日	328,071	121,100	36.91	3	2	中井源樹 植田正裕
羽曳野市選挙区補欠	令和2年7月12日	92,677	46,648	50.33	2	1	にしもと 宗一
貝塚市選挙区補欠	令和3年10月3日	69,393	20,668	29.78	2	1	牛尾 ジロー
河内長野市選挙区補欠	令和6年7月28日	85,128	18,705	21.97	2	1	みちばた 俊彦
摂津市選挙区補欠	令和6年9月22日	70,870	25,980	36.66	4	1	森 西 正
守口市選挙区補欠	令和6年10月27日	117,795	63,263	53.71	3	1	坂 も と 正 幸
泉南市、阪南市並びに泉南郡田尻町及び岬町選挙区補欠	同上	110,916	58,171	52.45	2	1	渡辺 ひでつな

※令和2年以降の候補者氏名は通称がある場合は通称を記載

令和 6 年 7 月 28 日執行

大阪府議会議員河内長野市選挙区補欠選挙結果

令和 6 年 9 月 22 日執行

大阪府議会議員摂津市選挙区補欠選挙結果

令和6年7月28日執行

大阪府議会議員河内長野市選挙区補欠選挙

1 候補者

当落	届出番号	ふりがな 候補者氏名	年齢	党派	現元 新別	職業	住所	得票数
○	1	みちばた 俊彦 ^{としひこ}	61	かわち ながの 未来プロジェクト	新	寝具小売業	大阪府河内長野市	11,136
	2	にしだ 西田 よしのぶ	53	大阪維 新の会	新	無職	大阪府河内長野市	7,199

2 投票

	選挙人名簿登録者数	当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男	39,964	39,393	8,965	30,428	22.76%
女	46,241	45,735	9,740	35,995	21.30%
計	86,205	85,128	18,705	66,423	21.97%

3 開票

投票者数	投票総数			持帰り	不受理	候補者別得票数	
	有効投票	無効投票	計			みちばた 俊彦	西田 よしのぶ
18,705	18,335	370	18,705	0	0	11,136	7,199

令和6年7月28日執行

大阪府議会議員河内長野市選挙区補欠選挙 選挙公報

大阪府選挙管理委員会

都市基盤づくり

1 大阪南部高速道路の事業化をめざす

地域経済の発展や防災対策のため、阪和・南阪奈・西名阪・京奈和の各自動車道に接続する、大阪南部高速道路の早期事業化を推進します。

2 堺アクセス道路の開通へ

阪和自動車道・堺ICや堺泉北有料道路へのアクセス「堺アクセス道路」の整備促進に向けた取り組みを積極的に進めます。

私たちも応援しています！

河内長野市長 島田智明

前大阪府議会議員 次期河内長野市長 西野修平

最新情報はWebで！



Profile

1963年 大阪府河内長野市生まれ。ひなぎく幼稚園、千代田小学校から、極小学校卒。千代田中学校入学。大阪明星学園明星高等学校卒。関西大学経済学部卒業。河内長野市議会議員3期8年務める。第70代副議長。

進める。

地域経済活性化

3 3駅前を元気に

河内長野駅前 千代田駅前 三日市町駅前

中心市街地の衰退、空洞化を防ぎ、商業の活性化を図るとともに、歩いて住みやすいまちを目指します。

子育て支援のまち

4 切れ目のない子育て支援

子どもを育てるなら、のびのびとした住環境や手厚い子育て支援制度のある河内長野で、と言ってもらえるまちを目指します。

交通弱者の移動手段を確保

5

人口減少や高齢化の進行による、高齢者等、交通弱者の増加に対応し、持続可能な地域公共交通体系の形成に向けた研究を行います。



河内長野市議会議員 3期8年の経験!!
府会議員候補

みちばた俊彦

消滅可能性自治体からの脱却策！

すべてをかけて河内長野を発展させる！大阪を前へ！

消滅可能性都市として取り上げられている河内長野市、今こそ強固な府市連携が必要です。近隣市町村との連携も重要であり、これからは大阪南部が大阪発展の鍵を握ります。市民目線で皆様のお声を聞き、府議会や吉村知事に皆様のお声をしっかりとお届けしていきます。海外生活で培った国際的な視野を活かし、あらゆる角度から河内長野を発展させます！

次世代の子どもたちのために

- 所得制限を撤廃し、私立高校授業料完全無償化
- 0～2歳保育料無償化
- 語学やプログラミングなど国際的に通用するグローバル人材の育成

人が集まる大阪・河内長野に

- 花の文化園との連携強化で「奥河内くろまろの郷」周辺の活性化
- 河内長野市の結節点化、堺市や大阪狭山市へ続く道路の延伸加速化
- 大阪・関西万博を契機とした地域への観光誘客や経済波及促進

健康長寿のまちへ

- 免許返納後も高齢者がお気軽に外出できるように自動運転バス等、移動支援の拡充
- 医療・福祉・介護の連携強化や人材不足の解消
- 統合型スポーツ施設の推進



元市議会議員
吉村洋文の靖人も応援しています。

西田よしお

53歳

にしたらプロフィール
通称 西田 46歳 11月3日生まれ
大阪府河内長野市（中国産） 保有

大阪維新の会公認

（この選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま写真製版で印刷したものです。）

投票日 ▶ 7月28日(日)

投票時間 ▶ 午前7時から午後8時まで 定数 ▶ 1

期日前投票	7月20日(土)から7月27日(土)までの午前8時30分から午後8時までの間(土曜・日曜を含む。)期日前投票所により異なる場合があります。	
不在者投票	選挙人名簿登録地以外の市区町村に滞在している方や府選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所中の方は不在者投票ができます。	➢ 18歳未満の子どもと一緒に投票に行くことができます
点字投票・代理投票等	点字投票、代理投票の制度を利用する場合は、投票所の係員に申し出てください。また、手話通訳が必要な方は、事前に河内長野市選挙管理委員会に申し出てください。	

令和6年9月22日執行

大阪府議会議員摂津市選挙区補欠選挙

1 候補者

当落	届出番号	ふりがな 候補者氏名	年齢	党派	現元 新別	職業	住所	得票数
	1	たにぐち 谷口 はるこ	42	日本共産党	新	党市くらし・ 防災対策委員長	大阪府摂津市	3,395
	2	オカモト タカユキ	62	無所属	新	無職	大阪府摂津市	829
	3	みよし 三好 としのり	37	大阪維新の会	新	会社役員	大阪府摂津市	10,493
○	4	もりにし 森西 ただし 正	54	無所属	新	会社員	大阪府摂津市	10,634

2 投票

	選挙人名簿登録者数	当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男	35,259	34,639	12,087	22,552	34.89%
女	36,745	36,231	13,893	22,338	38.35%
計	72,004	70,870	25,980	44,890	36.66%

3 開票

投票者数	投票総数			持帰り	不受理
	有効投票	無効投票	計		
25,980	25,351	629	25,980	0	0

令和 6 年 9 月 22 日 執行

大阪府議会議員摂津市選挙区補欠選挙 選挙公報

大阪府選挙管理委員会

実現力と行動力で大阪の未来をつくる!

4つの広域的施策

- 公共交通ネットワークの最適化
渋滞・利便性、安全性
事故の解消! 地域経済活性化 UP!
- 広域防災計画の推進
防災インフラの強化、
教育、訓練、避難計画
- 北摂の経済を活性化
地域ごとの強みを活かし
北摂丸ごと経済成長!
- 教育環境の充実
公平で質の高い
教育環境を創る

2026 年以降
授業料完全無償化実現!
子育て支援の所得制限撤廃!

SNS
日々の活動や
宿の情報を発信中!

Profile
昭和61(1986)年
12月生まれ

37歳
15歳、7歳、4歳
3児の父

中学生まで祖父母の
家で、高校生からは母
と2人で生活。21歳で
結婚を機に妻が生ま
れ育った摂津市で暮
らしはじめる。

・大阪維新の会 前摂津
市議会議員(2期)
・摂津市PTA協議会顧問
・第一中学校PTA
本部役員
・味古小学校PTA会長
・ボーイスカウト
摂津第3団代表
・新庄藤自治会副会長
・消防団住友分団副団員
・一中校区子ども食堂
委員相談役

摂津市議会議員
副議長
文教上下水道委員長
維新会幹事長

大阪維新の会 公認
二好としのり

生まれ育った 摂津市議会議員23年の実績

「ふるさと摂津・大阪」のために
摂津市と大阪府のパイプ役として **行動!! 実行!!**

- 安心安全なまちづくりを**
◆大規模災害に強くなります
◆犯罪を起させにくい環境づくり
- 高齢者や障がい者に
優しいまちづくりを**
◆高齢者が生きがいを持てるようになります
◆障がい者が自立できるようになります
- 活力あるまちづくりを**
◆中小企業が頑張れるようになります
◆地域による格差をなくします
- 住み続けたいまちづくりを**
◆すべての子どもが不安なく
教育を受けられるようにします
◆淀川右岸の交通不便を解消します

実現しました! 市会議員としての実績

- ◆全防犯LED化へ
- ◆せつつメモリアルホールに将来のホール・駐車場用地確保
- ◆阪急摂津市駅前に企業誘致
- ◆せつつ桜苑民営化へ
- ◆保育所など子育て部門を教育委員会へ
- ◆千里丘山田川公園内の保育所設置
- ◆正雀保育所民営化へ

1969年摂津市生まれ/島崎つとむ養子嗣
摂津市立島崎西小学校卒業・摂津市立第二中学校卒業
大阪府立島崎高等学校卒業(ラグビー部に所属)
大阪商業大学商経学部卒業(ラグビー部に所属)
衆議院議員秘書
2001年摂津市議会議員 初当選(以降6期連続当選)
2020年摂津市議会議員

役 職

- ◆契約職員の連グループホーム
- ◆野々北自治会会長
- ◆せつつつとむせはろす所長
- ◆島崎町小学校分団長
- ◆社会福祉法人 摂津会 評議員
- ◆摂津市青年会議所シニアクラブ 顧問会長
- ◆学校法人 成興学院 評議員
- ◆摂津市交通安全自動車協会島崎支部支部長
- ◆社会福祉法人 成興会 評議員
- ◆島崎小学校学校協議会会長
- ◆摂津市農工会副代表

森西 正
もりにし ただし

小さな声伝えます! 広げます!

万博より 暮らし、防災 子育て応援

**能登半島地震の復興、
南海トラフも怖い 災害対策を**

お約束

- 学校給食の無償化を
- 子ども医療費
窓口負担ゼロに
- 国保料は
大幅に値下げを
- シングルマザー!
非正規にもっと支援を

「万博遠足」の強制に反対 万博は中止を!

1982年京都府向日市生まれ。乙訓高校卒。医療事務(派遣)、生命保険、大阪市役事務所などに勤務。
小坪井東自治会役員、新日本婦人の会摂津支部委員など。防災士。家族:夫、妻、長女(英大)

日本共産党 府議会議員候補
谷口はるこ
防災士 42歳

政令指定都市一4 市1 町合併

コロナに負けない地域づくり

島本町、高槻市、茨木市、摂津市、吹田市が、合併し、
府内第3番目の政令指定都市をつくることを考えて
います。企業誘致を進め、この新しい政令指定都市で、
就労、就学できれば、満員電車に乗って大阪市に通勤、
通学する人が減少し、大阪市における人口密度が低下し、
コロナのような病気に感染するリスクが低減すると思
います。

住民サービスの向上

摂津市のような規模の小さい自治体は、行政効率が高
悪いと、合併により、行政効率を高め、これまで
使っていた諸費用を節約できれば、その分、
住民サービスを向上させることができると思います。

オカモト タカユキ

投票日 ▶ 9月22日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで
定 数 1

期日前 投票	期日前投票所により、日時は異なります。
	摂津市役所本館 1階ロビー 9/14(土)～9/21(土) 8:30～20:00
	フォールテ 301 9/16(月)～9/19(木) 9:30～20:00
	ゆうゆうホール鳥飼西 9/18(水)～9/21(土) 8:30～20:00
不在者 投票	選挙人名簿登録地以外の市区町村に滞在している方や府選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・ 入所中の方は不在者投票ができます。
点字投票・ 代理投票等	点字投票、代理投票の制度を利用する場合は、投票所の係員に申し出てください。また、手話通訳が必要な方は、 事前に摂津市選挙管理委員会に申し出てください。

▶ 18歳未満の子どもと一緒に投票に行くことができます